

令和2年3月25日

事業者各位

財政局資産経営部契約課長

千葉市建設工事等の入札・契約制度の改正について

契約課が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント・地質業務委託（以下「建設工事等」とする）の入札・契約制度を改正しましたのでお知らせいたします。

<令和2年4月1日から実施>

1 建設工事の入札時における現場代理人・配置予定技術者について

これまで、建設工事の入札時に提出する現場代理人・主任（監理）技術者の配置予定者（以下『配置予定者』）を原則1名に特定していましたが、入札時（3億円以上の一般競争入札においては入札参加申請時）に提出する配置予定者数について、制限を緩和します。

(1) 総合評価落札方式及び3億円以上の一般競争入札

提出可能な配置予定者数については、届出書ごとに優先順位を指定の上で2名までとします。

(2) (1) 以外の入札及び見積合わせ

提出可能な配置予定者数については、届出書ごとに優先順位を指定の上で複数人提出可能とします。

※その他、令和2年4月1日以降の現場代理人・配置予定技術者についての詳細は、別紙「建設工事等における技術者等の取扱いについて（令和2年4月1日付）」をご確認ください。

2 特定建設工事共同企業体への発注基準額の変更について

千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱第3条第2項の規定による共同企業体の対象工事について、発注基準額を変更します。

改正前		改正後	
建築工事	5億円以上	建築工事	5億円以上
土木工事、舗装工事	2億円以上	土木工事、舗装工事、 電気工事、管工事、 解体工事	2億円以上
電気工事、管工事、 解体工事	1億円以上		

3 工場製作を含む建設工事における現場代理人の兼任について

工場製作のみが行われる期間の現場代理人において、連絡体制が確保されている場合は、工事現場への常駐を要しないこととします。また、これまで工場製作のみが行われる期間において、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる場合は、同一工場内での同種工事（工場製作）を兼任できるものとしていましたが、現場代理人についても同様に、同一工場内での同種工事（工場製作）を兼任できるものとします。

4 二次下請以下における社会保険等未加入対策について

これまで、一次下請における社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との下請契約を禁止していましたが、国や県の取組を踏まえ、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者（加入義務のない者を除く）との全ての下請契約を禁止することとします。

(1) 対象工事

千葉市の発注する全ての建設工事

(2) 実施方法

千葉市建設工事請負契約約款を改正し、二次下請以下であっても、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないことを契約条項に追加します。これにより、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合は契約違反となります。

(3) 加入状況の確認方法

施工体制台帳により確認します。本市と工事請負契約を直接締結した受注者（以下「受注者」）においては、下請契約を締結予定の建設業者が社会保険等に加入していることを把握したうえで、契約を締結していただく必要があります。

(4) 未加入建設業者と下請契約を締結した場合の対応

受注者は、本市が指定した期限（原則30日以内）までに当該未加入建設業者が社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出する必要があります。

期限までに確認書類が提出されなかった場合は、建設業許可行政庁に対し通報を行うとともに、受注者に対し、指名停止措置及び工事成績の減点を行います。

以上